

第 5 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成30年12月13日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第5回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成30年12月13日（木曜日）

午前9時59分開議

午前11時13分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第6号 平成30年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

議案第8号 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 平成30年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第44号 平成30年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）

報告第1号 専決処分の報告について

請第38号 熊本地震被災者の住まい再建に関する請願

請第39号 熊本地震被災者の医療費窓口負担等の免除措置に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ① 創造的復興に向けた重点10項目（「すまい」の再建の状況）について
- ② 第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定について
- ③ 熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）の策定について
- ④ 熊本県アルコール健康障害対策推進計画の策定について

出席委員（8人）

委員長 高野 洋 介

副委員長 岩 本 浩 治

委員 岩 中 伸 司

委員 岩 下 栄 一

委員 藤 川 隆 夫

委員 小早川 宗 弘

委員 西 聖 一

委員 松 野 明 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古 閑 陽 一

総括審議員

兼政策審議監 渡 辺 克 淑

医 監 迫 田 芳 生

長寿社会局長 福 田 充

子ども・

障がい福祉局長 柳 田 紀代子

健康局長 田 原 牧 人

首席審議員

兼健康福祉政策課長 沼 川 敦 彦

健康危機管理課長 厚 地 昭 仁

首席審議員

兼高齢者支援課長 唐 戸 直 樹

認知症対策・

地域ケア推進課長 柴 田 英 伸

社会福祉課長 島 川 圭 二

子ども未来課長 吉 田 雄 治

子ども家庭福祉課長 木 山 晋 介

障がい者支援課長 永 友 義 孝

医療政策課長 岡 崎 光 治

首席審議員兼国保・

高齢者医療課長 早 田 章 子

健康づくり推進課長 新 谷 良 徳

薬務衛生課長 大 川 正 晃

病院局

病院事業管理者 三角 浩一
総務経営課長 緒方 克治

事務局職員出席者

議事課課長補佐 篠田 仁
政務調査課主幹 吉田 晋

午前9時59分開議

○高野洋介委員長 皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから第5回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託された請第38号及び請第39号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第38号についての説明者を入室させていただきます。

（請第38号の説明者入室）

○高野洋介委員長 おはようございます。説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

（請第38号の説明者趣旨説明）

○高野洋介委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。どうもありがとうございます。

（請第38号の説明者退室）

○高野洋介委員長 次に、請第39号についての説明者を入室させていただきます。

（請第39号の説明者入室）

○高野洋介委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。どうぞ。

（請第39号の説明者趣旨説明）

○高野洋介委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日は

これでお引き取りください。どうもありがとうございます。

（請第39号の説明者退室）

○高野洋介委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いをいたします。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、付託議案等について担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 健康福祉部長の古閑でございます。本日は、よろしくお申上げます。それでは、着座にて失礼いたします。

議案の説明に先立ちまして、健康福祉部における熊本地震からの復旧、復興に向けた取り組みについて御説明を申し上げます。

熊本地震発災以降、健康福祉部では、被災者の方々の生活再建に向け、さまざまな支援を行っております。

中でも、住まいの再建につきましては、県政の最重要課題と位置づけ、全力で取り組んでいるところです。昨年5月のピーク時には約4万8,000の方が仮設住宅に入居されていましたが、本年11月末では、その半数を超える約2万6,000の方が住まいの再建を実現されています。

しかし、今もなお約2万2,000の方が仮設住宅での生活を余儀なくされており、その中には、さまざまな事情により、住まいの再建が困難な方々もいらっしゃいます。

今後も、5つの支援策の周知や生活再建支援専門員などが中心となった伴走型の支援な

どを、より一層きめ細やかに進め、全ての被災者の方々が一日も早く希望に沿った住まいの再建を実現できるよう、全力で取り組んでまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、条例関係1議案、報告1件でございます。

まず、議案第1号及び第38号、平成30年度熊本県一般会計補正予算につきましては、総額3,700万円余の増額となる補正予算をお願いしております。

第1号議案は、市町村によるひとり親家庭等への医療費助成に対する助成額の増額等を、また、第38号議案は、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与の増額をお願いするものです。

次に、条例等関係につきましては、議案第8号、熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

また、報告関係につきましては、報告第1号、専決処分報告についてを御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、創造的復興に向けた重点10項目（「すまい」の再建状況）について外3件を御報告させていただくこととしております。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

厚生常任委員会説明資料2ページをお願いいたします。

今回は、母子福祉費として300万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

ひとり親家庭等医療費助成事業につきましては、ひとり親家庭等の健康を保持し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭等への医療費助成を行う市町村に対し、補助金を交付するものです。市町村に対し、今年度の所要額を調査したところ、ひとり親家庭等への医療費助成額が、当初想定額を超える市町村が生じたため、今回予算の補正増額をお願いするものです。

子ども家庭福祉課は以上です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

上段の障害者福祉費で390万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

更生相談所施設設備事業費につきましては、身体障害者更生相談所で行っております聴覚検査に用います精密検査機器が今年度途中で使用不能となったため、その更新に要する経費の増額補正を行うものでございます。

次に、下段の児童措置費で174万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

心身障害者扶養共済事業につきましては、保護者が死亡した場合等に心身障害者へ終身年金を支給するもので、新規加入者が当初の見込みを上回ったため、保険料の増額補正を行うものでございます。

障がい者支援課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料4ページをお願いいたします。

国民健康保険指導費で48万円余の増額補正をお願いしております。

平成29年度国民健康保険制度関係業務準備事業補助金の額の確定に伴う精算返納金に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

資料5ページのほうをお願いいたします。

こちらのほうは、繰越明許費の設定でございます。

健康福祉部におきましては、民生費のうち、上段のほうの社会福祉費につきまして、健康福祉政策課分の県総合福祉センター管理費と高齢者支援課分の老人福祉施設整備等事業以下3事業合わせまして、計4事業で7億8,900万円余、それから、下段の衛生費のうち環境衛生費につきまして、健康危機管理課分の食肉衛生検査所の建てかえに係る工事費で1億2,700万円余の繰り越しをお願いしております。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらは、債務負担行為の追加でございます。

まず、保健・医療・福祉関係業務につきましては、新年度当初から業務を開始する必要がある生活困窮者自立支援プラン推進事業、それから、現任保育士等研修事業ほか4事業につきまして3億1,800万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、下段の応急仮設住宅賃借につきましては、建設型応急仮設住宅、いわゆるプレハブの仮設住宅の賃貸契約満了に伴い、平成31年4月1日以降の延長契約に係る賃借料7億7,900万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

県内北部圏域の発達障害に関する専門的な相談支援機関である北部発達障がい者支援センター運営業務につきまして、当センターの5年間の委託契約期間が今年度末で終了することに伴いまして、次期契約期間であります平成31年度から35年度までの5年間の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。5年間で1億3,900万円余の限度額の設定をお願いしております。

障がい者支援課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

資料10ページをお開きください。

先ほど部長の挨拶の中でもありました、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた職員給与の改定に伴う補正予算でございます。

関係条例の改正案につきましては、総務常任委員会において御審議いただいているところでございます。

説明資料の22ページまでが健康福祉部各課の内訳でございますが、給与改定分の補正は共通でございますので、各所属からの説明は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料24ページをお願いいたします。

議案第8号、熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明資料の24ページに条例案、26ページにその概要を記載しております。

26ページの条例(案)の概要で御説明いたします。

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴う介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正を踏まえまして、県条例を改正するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

高齢者支援課からは以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

28ページをお開きください。

交通事故による専決処分の報告1件でございます。

29ページの事故の概要により御説明いたします。

この事故は、平成30年2月14日に玉名地域振興局保健福祉環境部の職員が、公務中に公用車で玉名市玉名の交差点を右折する際、中央線寄りに停車していた相手方車両の右後方に接触した物損事故でございます。

県側の過失割合は60%となり、県が相手方に7万1,002円の損害賠償額を負担する内容で和解しております。その内容につきまして、11月16日に専決処分を行っております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、付託議案等について担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、三角病院事業管理者。

○三角病院事業管理者 病院局の三角でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、着座にて失礼いたします。

本議会上に提案しております議案の概要説明に先立ちまして、こころの医療センターの運営状況について御報告申し上げます。

まず初めに、大変遅くなりましたけれども、去る7月に行われました厚生常任委員会の管内視察では、当センターを御視察いただき、ありがとうございます。この場をおかりしまして、改めてお礼を申し上げます。

次に、当センターの最近の状況についてでございますが、視察の際、ごらんいただきました児童・思春期専用病床につきましては、8月に九州厚生局から施設基準に適合したと認められるなど、順調に稼働しております。

また、来年3月からの電子カルテ導入に向け、現在、新たなシステムの構築に取り組んでいるところでございます。電子カルテ導入により、スタッフの勤務環境の改善を図り、より効率的な業務運営を進めていきたいと考えております。

今後も、県立の精神科医療機関として時代のニーズに応じた医療を適切に提供できるよう、引き続きしっかり取り組むとともに、収益の確保を図りながら、安定的な経営に努めてまいります。

それでは、今回提出しております議案第6号、平成30年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

これは、平成31年4月1日から継続して実施する必要のある庁舎の管理業務等につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第44号、平成30年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)は、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与の増額をお願いするものでございます。

病院局からは、以上の予算関係2議案を提出しております。

詳細につきましては、総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○緒方総務経営課長 資料9ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いするものであります。

こころの医療センターの業務のうち、庁舎等管理及び医事の業務委託につきましては、平成31年4月1日から業務を行うため、今年度中に契約事務を行う必要があります。このため、庁舎等管理業務において4,096万円余、医事業務におきまして2,950万円余の債務負担行為を設定するものであります。

続きまして、23ページをお願いいたします。

人事委員会勧告に基づく給与改定を平成30年4月1日にさかのぼって実施するため、表のとおり、総額370万円余の増額をお願いするものであります。

なお、給与関係条例の改正につきましては、一括して総務常任委員会で御審議いただくことになっております。

説明については以上であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質問を受けたいと思います。

質問はございませんか。

○西聖一委員 2ページ目のひとり親家庭等医療費の増額理由が、アップで想定を超えたというお話でしたけれども、想定といたらどのような、実数がふえていったのか、それとも見込みが本当に少なかったのか、それを

ちょっと教えてください。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

市町村のほうに確認をしましたところ、当然前年度の見込み数で翌年度を見込むわけなんですけど、その見込み数が実数として予定よりも多くなってしまったといったようなことになります。ですから、数がふえたということが主な要因でございます。

○西聖一委員 これは分析の世界に入りますけれども、それが地震の関係で県内の親がそういうふうになったのか、それともよその県から入ってきたとか、そういうところ辺まではまだわからないんですか。

○木山子ども家庭福祉課長 詳細な分析までは聞いておりませんが、そこらあたりは、済みません、まだ分析ができておりません。

○西聖一委員 ちょっとわかれば教えてください。

あと、もう1件、済みません、7ページです。

北部発達障がい者支援センターという名称が出てきたんですけれども、これはどこにあるんですか。

○永友障がい者支援課長 県北は、大津町にございます。大津駅の前にございます。

○西聖一委員 ということは、南部はどこにあるんですか。

○永友障がい者支援課長 南部は、八代市のほうにあります。

○西聖一委員 市にある。

○永友障がい者支援課長 はい。

○西聖一委員 それぞれ県の組織というよりも、別のところにあるということでもいいんですか。

○永友障がい者支援課長 県が委託して、センターを運営していただいております。

○西聖一委員 わかりました。

○小早川宗弘委員 7ページ、北部発達障がい者支援センター、これを「わっふる」に委託されているというふうに思いますけれども、債務負担行為で年間2,700万程度の予算がついて5年間というふうなことで、これは、過去の推移から、この予算というのはふえているのか減っているのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課です。

北部につきましては、平成14年度からやっております、委託してですね。南部につきましては、平成25年度からなんですけれども、両方とも、ほぼ同じぐらいの金額での推移になりますけれども、ただ、委託の内容の内訳が、大体8割から9割が人件費、職員を4人配置をそれぞれしていただいておりますので、その人件費が8割から9割を占めておりますので、人件費につきましては、県の給与がございまして、それに手当、勤勉手当等もございまして、そのアップ分というのは今回のせております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 非常にこの発達障害児も社会的に理解が進んで、非常に発達障害を支援する、サポートする体制を強化してほしいというふうな声も上がってきて、学区にお

いては、特別支援学級とか、そういうクラスがどんだんふえてきておるといふような状況の中で、北部も南部もこの体制ですっと引き続きしていいのかというふうな中、今後どういふような展開をされるのかなというふうなことにちょっと心配をしている、この予算で足りるのか。

特に、私が八代なもんですから、八代の南部の発達障がい者支援センターは「わるつ」ですかね、「わるつ」も、かなりもう職員の皆さん方、ばたばたばたばたして大変だといふような話を聞いてとつとですよ。しかも、天草のエリアだとか、この南部のほうは、天草も含めた県南のエリア、人吉、球磨、それと水俣、芦北というふうなことで、体制が少ない割には、かなり広範囲の子供たちを支援しなければいけないというふうなことで、ここはもう少し、こういう債務負担行為はわかりますけれども、もう少し今後どういふような体制でいくのか、新たな形の支援センターをつくるかどうかというふうなことも考えていただきたいというふうに思います。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○小早川宗弘委員 それに関して何か、どういふ認識なのか。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

まず、南部のほうは、確かに、エリア、面積的には広いというのがある、天草まで管轄していますので、そこについては、今回も、委託の中では、旅費、当然行っていただくこととなりますので、旅費のほうも北部より多目という積算をしているところでございます。

実際、発達障害の相談とか支援という件数もふえてきている、委員おっしゃられたとおりなんです。震災後、やはり相談等もふえて

きておりますので、地域マネージャーという、いわゆるトータルコーディネーターをするような役割の方も配置を今しているところでございますので、やはりきついという部分については私も伺っておりますので、そこは現場の受託者の両社会福祉法人との話も進めながらやっていきたいと思っておりますし、ただ、今県内に2カ所設けておりますけれども、九州各県見ますと、大体1カ所というところと大体2カ所というところが大半を占めているという状況もございまして、ちょっと他県の状況も見ながらということになりますけれども、その辺は、委員おっしゃるとおり、問題意識を持って取り組みを進めてまいりたいというふうには考えております。

○松野明美委員 息子のほうが週2回お世話になっているんですけれども、週2回ですね。ただ、週3回といったらもう絶対入れないぐらいいっぱいなんですよ、場所がですね。内容なんですけれども、よく連絡帳とかに書いてありますけれども、内容です、預かっているときの内容の把握ということはされているのかなと思っております。子供たちがお世話になっているときの内容とか、何をしているのかという内容が把握されているのかなという……。

○永友障がい者支援課長 松野委員がおっしゃられるのは、預かっているというのは、お子様を支援センターのほうで預かっている……。

○松野明美委員 児童発達事業所。

○永友障がい者支援課長 ここで言うと児童発達支援事業所がございましてね。

○松野明美委員 事業所のほうですけど。

○永友障がい者支援課長 そこで預かっているときの連絡帳の話。

○松野明美委員 いや、内容ですね。時間の過ごし方、把握というのはされているのか。そこまでやってはいませんか。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

ちょっとそこら辺の詳細、ちょっと私が把握しておりませんので、ちょっとそこは確認をさせていただいてよろしゅうございますか。

○松野明美委員 はい、わかりました。

（「もうちょっと大き目に、普通のふだんの声で」と呼ぶ者あり）

○松野明美委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。——ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、以上で……

○岩下栄一委員 5ページの食肉衛生検査所の繰越明許費ですけれども、馬刺しとかヒラメなどの魚介類などの検査はどういう状態ですかね。

○厚地健康危機管理課長 こちらのほうで出させていただいております食肉衛生検査所につきましては、県内の屠畜検査とか食鳥検査、こういったものを受け持っているところとございまして、馬刺しとかヒラメに関しましては、また保健所等で必要な検査をします。

○岩下栄一委員 ああ、そうですか。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第6号、第8号、第38号及び第44号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、今回付託された請第38号を議題といたします。

請第38号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

請第38号、熊本地震被災者の会から提出されております、熊本地震被災者の住まい再建に関する請願について御説明いたします。

まず、請願にあります被災者生活再建支援制度は、生活基盤に著しい被害を受けた全壊、大規模半壊及び解体世帯等について、被災者の生活の再建を支援するため、都道府県からの拠出金と国の補助により、最大300万円の支援金が支給されるものです。そのため、そこまでの被害に至らない半壊や一部損壊世帯については、支給の対象外とされております。

今回の請願事項は、2項目ございます。

まず、1点目につきまして、支援金の増額でございますが、この支援金は、災害に対する補償ではなく、見舞金的な性格のものであり、都道府県と国が負担する公助としては、現在の支給額を増額することは困難ではないかと考えているところでございます。

次に、2点目の一部損壊の支援金制度の創設でございますが、本県としては、発災直後からこれまで、一部損壊であってもその修理等に多大な費用が必要な世帯まで支給対象を拡大するよう、国に要望しております。しかしながら、国との協議においては、一部損壊までの支援は困難であったことから、被災市町村と協議を行いまして、義援金において、修理費用に100万円以上要した一部損壊の世帯に対して10万円を配分している状況でございます。

なお、最近の動きとして、全国知事会において、大規模災害における被害が全国的に頻発しております中で、支援制度の持続可能性などを考慮した上での見直しが検討されてきて、先月9日に開催された全国知事会議において、生活基盤に著しい被害を受けている可能性が高いとして、対象を半壊まで拡大することが決議され、国に提言されております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○高野洋介委員長 ただいまの説明に関しまして質疑はございませんか。——ありませんか。

○西聖一委員 支援金の増額は、先ほど、国、県としても困難という話でしたけれども、知事会のニュアンスからすると、これらも含めて制度の拡充、増設という話にとっているんですけども、その点いかがでしょうか。

○沼川健康福祉政策課長 今回、今最後にちょっと申し上げました半壊までの拡大要望の中で、事前に、これまでの災害でどれぐらいの被害をこうむっているか、例えば、半壊の人は平均でどれぐらいの被害なのか、それを踏まえて要望を上げておりまして、最大、今回知事会が上げておりますのは、それで、半

壊の人に50万ぐらいの支援金を支給したらどうかと。それで、全国で支給する額は16億ぐらいという、今見込みを立てております。

今回の熊本地震、その後、北海道、いろいろございましたので、また来年度予算の中で多分積み増しの話をしていく可能性も出ておりました、そういった中で、ちょっと一部損壊まで拡大というのは難しいのではないかとというのが知事会の判断でございます。

○西聖一委員 もちろん知事会の判断は尊重したいと思っておりますけれども、現場でこのような請願が出るということを伝える意味での意見書提出ということについては、やっぱりそれでも問題があるんでしょうか。

○沼川健康福祉政策課長 意見書提出は、議会のほうで判断していただくことになると思いますが、私どもとしては、今一部損壊まで、先ほどちょっと説明もしておりましたが、県の要望の項目の中でも、多大な被害があるところまでは一部損壊でもという話は要望書の中に入っているところです。それはしておりますので。ただ、一律にそのまま要望していくというのは、もう無被害との間まで、ぎりぎりのところまでできますので、そこまでの要望というのは、ちょっと困難ではないかという判断をしているところでございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。なければ、これで質疑を終了いたします。次に、採決に入ります。

請第38号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第38号を採択とすることに賛成の委員の

挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 挙手少数と認めます。よって、請第38号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、今回付託された請第39号を議題といたします。

請第39号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○早田国保・高齢者医療課長 請第39号、熊本地震被災者の医療費窓口負担等の免除措置に関する請願でございます。

この請願は、熊本地震により被災された半壊以上の判定を受けた住民税非課税世帯、または仮設団地及びみなし仮設団地に入居中の住民税非課税世帯について、医療費の窓口負担の免除措置を行うよう求める請願です。

これまでの県の対応等について御説明を申し上げます。

熊本地震の被災者に対しては、震災直後の病気やけが等に対する負担軽減を図る目的で、保険者である市町村等の判断により、所得に関係なく一律に、特例的に医療費の一部負担金が免除されました。

国は、当初、この特例措置を昨年2月診療分までとしていましたが、医療費免除の実施主体である市町村の意向を受け、県から強く要望した結果、昨年9月までは特例措置を延長することができ、国及び県は、市町村の実質負担をゼロとするよう、昨年9月まで特例的に財政支援を行ってまいりました。

特例措置終了後も、所得が少なく生活にお困りの方については、既存の減免制度を活用することができること、市町村に継続の意向がないことから、国の財政支援の終了に合わせ、県の財政支援も終了し、現在においてもその状況に変わりはありません。

この既存の減免制度を必要とされる方に確実に利用していただくため、あらゆる機会を

通して、周知の徹底を図っております。市町村と連携し、広報誌やホームページ掲載など幅広い周知に取り組むほか、7月には、仮設住宅の全世帯の方々に対してリーフレットを配布しました。再度、今月も仮設住宅の全世帯の方々に配布することとしております。

また、既存の減免制度の対象とならない方についても、市町村の地域支え合いセンターや保健師などによる訪問活動等により、健康状態や生活状態の把握に努めております。

それぞれの課題に応じて作成した個別支援計画に基づいて、保健、医療、福祉など幅広い分野の関係機関と連携し、生活再建支援専門員などによるきめ細やかで総合的な支援に取り組んでいるところでございます。

以上が県の対応状況でございます。

○高野洋介委員長 ただいまの説明につきまして質疑はございませんか。

○西聖一委員 よく44条の話が出てきて、きょうも説明があったんですが、対応となるケースが非常に少ないということは、それだけ適用するのが難しいのが現実だということでして、それを何とかクリアしたいというか、続けていただきたいのが最大の理由だと思います。

説明があったとおり、個人個人のサポートをきちんとされているということもよくわかるんですけども、サポートをした中で、仮に、ここに1.1倍の基準とありますけれども、1.2倍、1.3倍の人も当然法に該当しないんですけども、そういう方が医療費がかかる場合に、その部分に対しては、病院に行ってくださいよとか、そういう行き先はサポートしても、お金のサポートは、それはないわけですよ。ということは、そこでもうどんなに言われても我慢してしまって、結局病気を悪化させてしまうという現状があるんじゃないかという話を請願の中で訴えていると思

うんですけども、今回は、対象が広過ぎるので、やっぱり財政的にも厳しい中で、もう絞り込んだ中で、仮設、そしてみなし仮設の現在のという話で、仮設住宅についても延長はいただきましたけれども、時限的に、あと1年ですかね。ですから、その範囲内だけでもという特例の延長という要望なんですけれども、それについてはどのように考えていますか。

○早田国保・高齢者医療課長 既存の減免制度についてでございますが、生活保護の1.1倍というお話ですが、これは国が基準を示しております、それに基づいて市町村が要項を定めて運用しているところでございます。

減免制度でございますので、免除の基準は、おおむね1.1倍なんですけれども、例えば、1.2倍とか1.3倍の方は、減額ですとか徴収猶予とかそういった制度も、市町村によってそれぞれ決め方は違いますが、そういった制度もございますので、1.1倍に該当しないからといって全くだめというわけではなく、御相談があった場合は、そのような制度の御紹介もしているところでございます。

以上です。

○西聖一委員 では、そういう減免制度もあるということであれば、そういう件数は逆に上がってきているんですか。

○早田国保・高齢者医療課長 減免制度について今のようなことでございますが、結局、減額も免除も相談件数は上がってはきておりますが、結果として、先ほど請願者の方がおっしゃいましたように、基準に該当して適用になった方は、免除制度1名というような状況でございます。

○西聖一委員 実態がそういうことですから、そこに、病院に行けないというのはやっ

ぱりあると思うんです。何らかの支援措置をとるところで、この前、予算説明会のときにも、災害支援金、義援金もまだ60億あるという話の中で、何とかそういうのに回せないかという話もさせていただいたんですけども、制度としてはないというのはわかるので、何かそういうのを、かわるものができればなということを要望して、終わります。

○高野洋介委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

今後、被災者に寄り添った形で、いろんな形でサポートしていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○早田国保・高齢者医療課長 はい。

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第39号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第39号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 挙手少数と認めます。よって、請第39号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように取

り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

報告事項と書いてあります資料の1ページをお開きください。

こちらには、次の2ページにかけまして、熊本地震からの復旧、復興に向けて、特に重点的に取り組む10項目を表示しております。

この資料の全体につきましては、総務常任委員会で説明されますが、このうち、厚生常任委員会に関係のある1ページの①「すまい」の再建について御説明させていただきます。

「すまい」の再建につきましては、この重点10項目の最重要課題であり、全庁挙げて取り組むべき事項でございます。

文字が小さくて恐縮ですが、資料中の一番上にあります、資料のちょうど中ほど、平成30年度の下あたりのところに黄色の枠に入っておりますが、仮設住宅等の入居世帯数は、もともと、昨年5月、ピーク時が2万225世帯でございましたが、これはきょう公式には出す予定になっております数字で、11月末時点で9,519世帯になっておりまして、初めて1万世帯を切りました。という状況でございます。半分以上の方が、もう住まいの再建を実現されたこととなります。

主な取り組みですが、その下のところに5つの支援策を書いてございます。ちょっと文字小さいんですが、高齢者向けの新型住宅ローン、いわゆるリバースモーゲージの利子助成、それから、6月議会で御承認をいただきました、赤の字で⑤と書いてありますが、保

証人不在被災者支援、こういった施策を現在やっております、今後は、これまで以上に、高齢者の方々を中心として、個別の支援策等の周知徹底を図っていくこととしております。

さらに、その下のところに赤字でちょっと書いておりますが、住まいの再建相談員によりまして、5つの支援策の周知などを行っております。

さらに、その横、生活再建支援専門員、これを広域本部や地域振興局に配置し、関係市町村による再建状況の調査結果や個別支援計画に基づき、被災者個々の状況に応じた支援に当たっております。特に、障害や生活困窮など複数の課題を抱える世帯に対しては、市町村や関係機関とも一層連携を強化しながら、生活、住まい両面の再建に向けて支援を行っております。

なお、これらの対応を進めているところではございますが、やむを得ない事情により仮設住宅の入居期限までに住まいの再建が困難な方もおられることから、ことし10月には、仮設住宅供与期間の2度目の延長について、国の同意を得たところです。

今後とも、全ての被災者の方々が一日も早い住まい再建を実現できるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

本課からは、2件報告をさせていただきます。

報告事項3ページをお願いいたします。

第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定についてです。

1、計画策定の趣旨、経緯についてですが、本計画は、ひとり親家庭等の仕事や生活全般に係る総合的な支援を推進するための計画で、現行の第3期計画の終期が本年度末ま

であることから、今回、次期、第4期計画を策定するものです。

2、計画期間は、平成31年度から35年度までの5年間としています。

3、計画策定の基本的な考え方については、四角囲みに記載のとおり、ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進を基本理念とし、仕事、家計、子育て、学び、安心・交流の5本を施策の柱として推進することとしております。

4、今回の計画では、特に重点的に取り組む事項は、次の3点です。

1点目は、保護者に対する就労支援の推進です。ひとり親家庭等については、安定的な雇用の確保が大きな課題であるため、就業相談や求人情報の提供、給付金の支給や就業支援講習会を充実することで、就業や資格取得の実現を支援していきたいと考えております。

2点目は、子供に対する学習支援の推進です。ひとり親家庭等の子供を対象とした地域の学習教室につきましては、厚生労働省の補助金を活用しながら、平成25年度から本格的に取り組んでまいりました。その結果、前年度末現在、教室数130カ所、生徒数も662人となり、一定の成果を出すことができましたが、一方で、いまだ学習教室が1カ所も設置されていない未開所市町村が県内に20市町村あるため、地域的な偏在が課題となっております。そこで、地域の学習教室の開催箇所数、生徒数の増加など、さらなる充実を図るとともに、次期計画期間中に未開所市町村の解消に向け、積極的に取り組むこととしております。

3点目は、民間と連携したひとり親家庭等の支援です。仕事と子育ての両立に負担を抱えるひとり親家庭等を支援するために、子ども食堂などの民間による子供の居場所づくり活動等と連携し、家事や育児の負担軽減など、日常生活の支援に資する取り組みを進め

ることといたしております。

最後に、今後のスケジュールですが、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、1月末の計画策定委員会による審議を経て、来年2月、厚生常任委員会への報告、3月末、計画策定を予定しているところです。

4ページには、素案の概要資料を添付させていただきましたので、後ほどごらんください。

続きまして、5ページ、熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)の策定についてをお願いいたします。

1、計画策定の趣旨、経緯についてですが、本計画は、DVを社会的な問題として捉え、地域が一丸となって、DVの防止、被害者の保護、支援に取り組むためのもので、現行の第3次計画の終期が今年度末までであることから、今回、次期、第4次計画を策定するものです。

2、計画期間は、平成31年度から35年度までの5年間としております。

3、計画策定の基本的な考え方についてですが、四角囲みに記載のとおり、DVをなくし、地域で被害者を支える社会の実現を基本理念とし、啓発と教育の推進、安心して相談できる体制づくり、保護体制の強化、支援の拡充、関係機関・団体との連携の5本を施策の柱として推進することとしております。

4、今回の計画で特に重点的に取り組む事項は、次の3点です。

まず1点目は、より若年層からの未然防止教育の実施です。昨年度実施をいたしました高校生を対象とした未然防止教育の事後アンケートの中で、男女ともに、生徒の一部が既にデートDVを受けたことがあると回答していることから、より若い世代からDVに対する正しい理解を普及啓発する必要があり、中学校や高校等への外部講師派遣によるDV未

然防止教育にさらに力を入れていきたいと考えております。

2点目は、多様な被害者が安心して相談できる体制の充実です。DVは、女性だけではなく、男性やLGBTといった性的少数者など、多様な被害者への対応が求められることから、適切な配慮や対応力向上など、相談体制の充実に取り組むこととしております。

3点目は、地域で被害者を支える体制の強化です。現状では、一時保護を退所した方の約4割が、再被害の危険性にありながら、やむを得ず帰宅、帰郷を選択されております。そこで、加害者と同居ないし同じ生活圏で生活をする上で、安全確保を図りつつ、安心して生活できる環境を整えるため、DV再被害防止に向け、地域での被害者支援体制の強化に取り組むこととしております。

最後に、今後のスケジュールですが、12月から1月にかけてのパブリックコメント、1月末の計画策定委員会による審議を経て、2月の厚生常任委員会への報告、3月末の計画策定を予定しているところです。

次ページには、素案の概要資料を添付させていただきましたので、後ほどごらんください。

子ども家庭福祉課の報告事項は以上です。

よろしく願いいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

報告事項資料の7ページをお願いいたします。

熊本県アルコール健康障害対策推進計画の策定について御説明いたします。

まず、1、計画策定の趣旨、経緯でございます。

本計画は、平成26年6月に施行されましたアルコール健康障害対策基本法に基づく都道府県計画として、また、国のアルコール健康障害対策推進基本計画を踏まえ、本県の実情

に即したアルコール健康障害対策を総合的に推進するために策定するものでございます。

次に、2、計画期間でございます。

平成31年度から35年度までの5年間としております。

次に、3、計画策定の基本的な考え方でございます。

基本理念は、アルコールに関する正しい知識を普及し、アルコール健康障害の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが生涯を通じて、健康で安心して生活できる熊本の実現を目指すこととしております。

基本的な方向性としまして、国の基本計画をベースとしながら、熊本地震を踏まえ、設定をしております。

まず、①正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくりです。飲酒やアルコール依存症について正しく理解するための教育や啓発、不適切な飲酒の誘因を防止する取り組みを推進します。

次に、②誰もが相談できる場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくりです。適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。

次に、③医療における質の向上と連携の促進です。アルコール依存症の専門医療機関を定めるとともに、アルコール健康障害の早期介入を含めて、一般医療機関との連携を推進します。

次に、④アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくりです。アルコール依存症からの回復や社会復帰が円滑に進むように理解の促進を図ります。

最後に、⑤熊本地震の影響を考慮した支援体制づくりです。被災者は、環境の変化に伴うストレスなどのために、アルコール依存症につながるリスクが高まる傾向にあるため、関係機関と連携して、被災者のアルコール関連問題に取り組みます。

次に、4、重点的に取り組む事項でござい

ます。

本計画の基本的な考え方や国の基本計画における重点課題も踏まえ、4つの項目を重点的に取り組む事項としております。

まず1つ目が、普及啓発です。発生予防の段階から、アルコールに関する正しい知識をしっかりと普及啓発していくことで、ハイリスクな飲酒やアルコール依存症などにつながらないように未然防止に取り組みます。

次に、2つ目が、相談支援の充実です。関係機関が協力し、支援ができるような連携体制を整備し、当事者やその家族が相談しやすいよう相談拠点を明確化して広く周知を図ります。

次に、3つ目が、医療体制の整備です。アルコール依存症に対する適切な医療を提供できる拠点となる専門医療機関を定め、アルコール依存症が疑われるものを含めて、各段階に応じた適切な医療につながるよう関係機関との連携を推進します。

次に、4つ目が、熊本地震の影響を考慮した対応です。被災者の心のケアに配慮した相談体制の構築や飲酒に関する正しい知識の普及啓発、また、関係機関と連携を図り、高リスク者に対する支援を行います。

最後に、今後のスケジュールでござい

ます。12月下旬から1月中旬までパブリックコメントを実施しまして、必要に応じて計画に反映させ、2月下旬の計画策定を予定しております。

なお、8ページに計画(案)の概要を添付させていただいておりますので、後ほどごらんください。

障がい者支援課からの説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。——ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

その他に入りますが、ほかに、皆様方からありませんか。

○藤川隆夫委員 その他のほうで、実は、子育て支援、さまざまな形で、今子供、子育て支援、健康福祉部を中心にされていると思いますが、その中で、今保育の問題の中で、熊本市の場合は待機児童がゼロになったという話聞いておりますけれども、県下でどのような状況になっているのか、また、なおかつ、この保育に関して事業所内保育所というのが最近ふえてきているように思うんですけども、その状況はどういうふうに今推移しているのかをまず教えていただければと思います。

○吉田子ども未来課長 まず、県内の待機児童の状況でございますけれども、本年4月1日現在の本県の待機児童数は182名でした。この待機児童そのものについては、平成27年ぐらいが多くありまして、その後、少しずつ減少しているような状況です。市町村別に見ますと、熊本市近郊の菊陽町であるとか、大津町であるとか、益城町であるとか、その辺が多いような状況でございます。

それから、事業所内保育所、企業主導型保育所につきましては、県内には、県所管分、熊本市所管分ありまして、それぞれ少しずつ捉えた時点が違っているんですけども、大体ことしの9月、10月ぐらいで事業所内の保育施設は現在96カ所あります。そのうち、平成28年度に制度ができた以降の企業主導型、これが36カ所というふうな状況で、企業主導型が徐々に増加している状況でございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今の話でいくと、事業所内の保育所が県内に96カ所、平成28年度以降は企業主導型で36カ所ということで、今ふえてきている状況があるという話は聞いております。これは、1保育所当たりで大体何名ずつぐらい入っているかわかりますか。およそで構いませんけれども、多いとか少ないとかあるかと思えますけれども。——もうその数字はいいです。基本的にこういう事業所内保育所があるということが、実は働きやすい環境づくりにもつながっていているというふうに思いますし、逆に言うと、熊本市の待機児童ゼロにも、ある意味貢献している部分があるのかなというふうに思います。

その中で、実は、この保育の後に、学童、小学校に入ったときの学童保育の話が今出てきておりまして、県下市町村で学童保育をやっていると思います、市町村事業だろうと思うんですけども、その中でよく聞く話が、小学校の3年までという話をよく聞きます。これが実際3年までの市町村と6年までやっている市町村もあると思うので、その状況並びにその時間に関しまして、実は6時までというところが多いと思うんですけども、6時までだと、実は、働いているお母さん方にとっては極めて難しい時間帯に入ってきます。特に看護職だとか介護職の人たちは、ぎりぎりの仕事やっていますので、6時だと、もう迎えに行けないという状況が出てきております。そういう意味においては、それを、時間を延長しているところも恐らくあると思うので、その付近の事情をちょっと教えていただければと思います。

○吉田子ども未来課長 県内の放課後児童クラブにつきましてはのお尋ねですけども、まず、対象の学年なんですけれども、県内の放課後児童クラブは、現在、熊本市も含めて451クラブございます。その中で、小学校6年

まで対象とされているのが310クラブありまして、3年生までやっているのが、その残りの141クラブになっています。そういうふうな状況です。

それから、開所時間につきましては、先ほど6時までかなというふうなお話もありましたけれども、451クラブのうち、19時まであけているところが175クラブということで、全体の4割ぐらいあります。それと、19時以降あけているところが23クラブありまして、5%ということで、5割弱ぐらいは、現在19時までかそれ以降あけているような状況で、県のほうも開所時間の延長ということには、市町村を通して、毎年度末とか毎年度当初に事業の説明会をやっています、その中でお願いをしております、徐々に開所時間が延びているような状況でございます。

以上です。

○藤川隆夫委員 今ので大体の状況はわかりました。熊本市が恐らく6時までだろうというふうに思うんですけども、この部分をやっぱり延長しないと、多くのお母さん方にとって極めて働きにくい状況ができています。だから、子供、子育てを国も一生懸命今進めている段階で、県も今言った形でいくと、いろんな市町村に話をされているという話でありますけれども、現実問題として、市町村の動きが、今の話からいうと鈍いような感じがする。だから、逆に言うと、熊本市に、7時までなら7時までで構いませんし、それ以降でも構わないんですけども、延ばしてもらような働きかけを、今までもされていると思いますけれども、これからはまた強くお願いをする、そのことが、財源等にかかるかもしれないけれども、子供、子育ての一助になるというふうに考えますので、ぜひ積極的に申し入れをしていただきたいと思います。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

なければ、質疑を終了いたしますけれども、いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 最後に、要望書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組み成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして第5回厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時13分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長